

9月定例会で可決された意見書

私学助成制度の拡充を求める意見書

神奈川県では園児、児童、生徒1人当たりの私学助成金の額が全国的にも低い。また、神奈川の私学の学費は全国的にも高く、高校の入学時に納める初年度納付金額の公私格差は7倍にも達しており、保護者の経済的負担は増大している。このため、私学に学びたくとも、経済的な理由で入学を断念または退学せざるを得ないような状況も起きている。

すべての子ども達に行き届いた教育をすすめる、心の通う学校をつくるためには、公立私立を問わずに小・中・高校での少人数学級の実現など、教育諸条件の整備が必要であると同時に、経済的な理由によって進学をあきらめる子どもが出ないように、私学への助成制度をさらに拡充することが必要である。

よって、国及び県においては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 私立高等学校等への助成金削減を行うことなく、国庫補助金の増額を図ること。
- 2 少人数学級の実現など、教育諸条件の整備と私学助成制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 神奈川県知事 あて

正規雇用の推進と労働者派遣制度の改正を求める意見書

パート・アルバイト、派遣・契約社員など非正規雇用者の数は、全国で1,700万人を超え、役員を除く雇用者の約3分の1となっている。また、神奈川県の新卒者の4割が非正規雇用となっている。

近年の派遣労働者の増加については、経済社会構造の変化や価値観の多様化などにより、多様な働き方を求めるようになってきていることも背景の一つであるが、とりわけ、若者を中心とした低所得の非正規雇用が増加し、固定化することは、将来に希望が持てない不安を与え、社会全体の活力を失うことになりかねない。

現在、国では、厚生労働省が設置した研究会において、労働者の派遣制度のあり方について検討されているところであるが、誰もがみずからの能力を生かし、将来に希望を持って暮らせるよう、働く者の視点に立った雇用の安定に資する見直しとなるよう慎重に対応することが求められている。

よって、国においては、「新雇用戦略」を進めているが、誰もが能力を十分に発揮できる全員参加の社会の実現に向け、正規雇用への転換促進など正規雇用を推進する施策を強化するとともに、労働者派遣制度の改正を図るなど、安定的な雇用の確保に取り組むよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることである。このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いであり、そのためには教育条件整備のために教育予算の確保が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないように、全国どこでも、すべての子ども達が均等に教育を受けられるように制度化されるとともに、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費などを国庫負担対象と定めている。

さらに、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしており、中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として、今後も維持されるべきとしている。

しかし、地方分権が推し進められる今日、義務教育費国庫負担制度の存続そのものが危ぶまれる状況にある。一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保・教育の機会均等に困難な状況を生じかねない。

一方、少人数学習や少人数学級などの実施は、時代のニーズに応え、子ども達一人一人の課題に応じたきめ細やかな指導ができることから、保護者や子ども達からも評価を得ている。また、神奈川県においては、今後、児童・生徒数が増加に転じることから、次期教職員定数改善計画の早期策定をはじめ、教職員配置のさらなる充実が必要不可欠といえる。

よって、国においては、2009年度予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度存続を求め、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

12月定例会 あなたも傍聴 してみませんか



- 傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出します。資料は10部限りですので、窓口での申し込み順となります
- 開会時間は午前9時、16日(火)は午前9時30分になります
- 日程や時間は変更することがありますので、議会事務局にお問い合わせください

議会事務局

☎0467-70-5644

✉ su3110@city.ayase.

kanagawa.jp

12月定例会審議日程(予定)

11月27日(木)	本会議(議案審議)
12月2日(火)	教育福祉常任委員会
3日(水)	経済建設常任委員会
4日(木)	総務常任委員会
8日(月)	基地対策特別委員会
10日(水)	本会議(一般質問)
11日(木)	本会議(一般質問)
12日(金)	本会議(一般質問 予備日)
16日(火)	本会議(委員長報告~採決)